

これまでの議論の整理等に関するメモ

1 最高裁判所に設置する機関について

設置

< 確認された点 >

- ・最高裁判所に，下級裁判所の裁判官（以下，「裁判官」という。）の指名過程に關与する委員会（名称は未定。以下，「委員会」という。）を置くこと。

* なお，委員会の設置は，法律によるべきか，最高裁判所規則によるべきかという点については，最高裁判所規則によるべきであるとの意見が多かったが，さらに委員会の内容を検討した上で，再度議論することとされた。

所掌事務等

< 確認された点 >

- ・委員会は，（少なくとも，）最高裁判所の諮問を受けて，裁判官として任命されるべき者を指名することの適否を審議し，その結果に基づき，最高裁判所に意見を述べること。委員会は，指名の適否について意見を述べるに当たっては，その理由を付することができること。
- ・委員会は，最高裁判所の諮問を受けて，上記の指名に関する事項（指名に当たっての選考基準等の一般的事項）を審議し，その結果に基づき，最高裁判所に意見を述べること。

* なお，「諮問」の趣旨について，最高裁判所は，最高裁判所が受け付けた任官希望者全員を記載した名簿を委員会に提示すべきこと（任官希望者全員を諮問の対象とすべきこと）が確認された。

(検討すべき点)

- ・ 委員会は、裁判官として指名されるべき者（指名候補者）を独自に推薦することができることとすべきか。裁判官の指名を受けようとする者（任官希望者）は、すべて委員会に直接応募することとすべきか。
- ・ 最高裁判所は、どのような方法で諮問するのか。例えば、任官希望者について最高裁判所が予め審査を行い、それに基づく意見を付することとすべきか。あるいは、そのような審査を行うことなく、委員会に諮問することとすべきか。
- ・ 裁判官の定員との関係で、任官希望者が採用可能数を上回る場合、どのような諮問又は答申をすべきか。例えば、委員会は、適任者の選考（その適否の判断）に際し、何らかの段階的評価もすることができることとすべきか。
- ・ 委員会の審議の対象とすべき裁判官の範囲はどうすべきか。高等裁判所長官，簡易裁判所判事，短期間裁判官の身分を離れていた者が復帰する場合について、対象としないものがあるか。

《関連する意見の要旨》

- 任官希望者すべてを諮問の対象にするのであれば、推薦機能の有無は実質的にそれほどの差異を生じないのではないか。
- 任官希望者全員を諮問するのであれば、委員会に推薦機能を与える意味はない。
- 最高裁から提出される候補者リストがかなり大きくなる可能性があることからすると、委員の勤務形態にもよるが、コントラヴァーシャルなケース（指名の適否の境界事例）に関して判定を下すということに意味があるのではないか。
- 応募がないのに委員会が候補者を推薦することはないのではないか。むしろ、任官希望者は委員会に申し込み、委員会はそれを審査して最高裁に意見を述べるシステムにすべきではないか。

所掌事務に関連する事項

(検討すべき点)

- ・ 委員会が指名を受けようとする者（任官希望者）を適任としなかったときには，その者に何らかの形で通知すべきか。
- ・ 最高裁判所は，裁判官の指名の結果について，委員会に通知することとしてはどうか。どのような場合に通知することとすべきか。例えば，任官希望者を指名しなかったときはどうか。指名の結果のほか，その理由も併せて通知することはどうか。

《関連する意見の要旨》

- 透明性の確保という観点から，最高裁において委員会の意見がどのように反映されたか分かる仕組みが必要である。

委員会の組織，構成

(検討すべき点)

- ・ 委員会は，何人程度で組織すべきか。
- ・ 委員会は，どのような構成，選任方法をとることとすべきか。例えば，法曹関係者のほか，学識経験のある者で構成するのはどうか。その構成比はどうすべきか。ユーザーサイドの声の反映については，どのように考えるべきか。
- ・ 委員の任期はどうすべきか。3年でどうか。再任されることができるとしてよいか。
- ・ 委員の勤務形態（常勤・非常勤）はどうすべきか。
- ・ 委員長を置くこととしてよいか。委員長は，委員の互選により選任することによいか。委員長の権限をどうすべきか。

《関連する意見の要旨》

- 委員会の構成は，この委員会を経て指名・任命された裁判官が，自分の背

景には国民がいるのだという自負を抱けるようなものにすべきである。

- 委員会の構成は，国民の意見ができるだけ反映されるよう，法曹関係者に限らず，もう少し幅広い有識者（国民が納得できるような中立公正な人）を入れるべきである。
- 委員会の構成については，国会での利害調整と異なるので，直接的な利害の投影がないようにすべきである。
- 委員会の構成は，自然科学分野の論文審査のように，プロの専門家集団を中核とすべきである。判断に当たっての中立性が明確になっていれば，国民各層から委員を選ばなくても国民の納得を得られるのではないか。
- 委員会の構成については，司法が社会生活を支える基本的なものであることから，そういう意味で利害関係の深いユーザーサイドの声を反映できる委員をいれなくてもよいのかという点も考える必要がある。

委員会の運営方法，権限等

（検討すべき点）

- ・ 委員会の定足数は，過半数としてよいか。
- ・ 委員会は，適任者の選考等について実質的な判断を行い得るよう，必要な意見聴取等を行えることとするのはどうか。例えば，任官希望者に必要な説明を求め，あるいは，任官希望者の意見を聴くことができることとするのはどうか。
- ・ 委員会には，最高裁判所からどのような資料が提供されるべきか。
- ・ 委員会は，必要がある場合には，関係機関（裁判所，検察庁，日本弁護士連合会，弁護士会等）に，資料提供等の必要な協力を依頼することができることとするのはどうか。

（注）

委員会の運営方法等は，その審議方法と密接に関連するが，委員会の審議方法は，任官希望者の類型によってかなり異なると考えられる。このような類型による審議の相違，負担，比率等を踏まえて，運営方法等について検討する必

要がある。

例えば、司法修習生からの任官希望者の場合には、司法修習における情報資料（修習成績等）を基礎資料とし、委員会が面接、情報収集を行う必要性等について検討しつつ審議することになると思われる。裁判官からの任官希望者の場合（判事任官、再任等の場合）には、裁判官として職務遂行した期間の情報資料（最高裁判所が提供する人事評価に関する資料等）を基礎資料としつつ、委員会が最高裁判所に追加資料を請求し、面接、情報収集を行う必要性等について検討しつつ審議することになると思われる。弁護士、学者等からの任官希望者の場合には、裁判所には任官希望者に関する情報資料が乏しいため、任官希望者の提出資料、弁護士会の推薦資料等のほか、委員会が情報資料を適宜収集しつつ審議することになると思われる。

2 下部組織の設置について

設置

< 確認された点 >

- ・委員会に、下部組織を設置すること。

下部組織の機能，所掌事務

（検討すべき点）

- ・下部組織はどのような機能を果たすべきか。
- ・委員会のために、任官希望者に関する情報の収集、提供を行うこととするのはどうか。
- ・下部組織が裁判官として指名されるべき者（指名候補者）を独自に推薦・選考することとすべきか。
- ・裁判官の指名を受けようとする者（任官希望者）は、すべて下部組織に直接応募することとすべきか。

《関連する意見の要旨》

- 下部組織の機能としては、任官希望者に関する情報の収集・提供に加えて、指名候補者の推薦・選考をも持たせるべきである。下部組織についても、委員会と同様に直接応募方式でよい。
- 下部組織の機能は、正確な情報を収集するものとするべきである。下部機関に推薦権限を与えるのは、最高裁の指名権の本質からみて権能を越えているのではないか。
- 情報の収集・提供のために下部組織は必要である。中央の委員会の権能との関係で、下部組織に推薦機能を与える意味は何か。
- 下部組織の推薦機能については、修習生からの任官、判事再任の場合には矛盾が出てくることになるので、慎重に検討すべきである。
- 選考基準と実質の違い、実態の把握が重要である。下部組織は、中央の委員会をサポートし、一体となって指名候補者を選考できるよう、意見を具申できることにした方がよい。

下部組織の組織，運営方法，権限等

(検討すべき点)

- ・ 下部組織は、高等裁判所管内をブロックとすることとしてよいか。
- ・ 下部組織の組織形式，構成等をどうすべきか。
- ・ 下部組織の運営方法，権限等をどうすべきか。

《関連する意見の要旨》

- 下部組織は、高裁単位の設ければよい。(複数意見)
- 下部組織を設け、情報収集するとした場合には、どのような方法で、どのような情報を収集するのかをきちんとしないと、裁判官の独立が阻害され、ひいては司法への信頼を損なうおそれがあるので、慎重に考えるべきである。
- 下部組織を設け、情報収集の機能を持たせた場合、裁判官の情報を的確に把握できる人は現実にいるのかなど、運営上難しい問題があるのではない

か。

3 上記の機関に関するその他の事項について

(検討すべき点)

- ・上記の機関の庶務をどのようにすべきか。委員会については最高裁判所事務総局において、下部組織については下級裁判所の事務局において、それぞれ庶務を処理することはどうか。あるいは、独自の事務局を設置することはどうか。
- ・その他に定めて置くべき事項があるか。例えば、上記の機関の手続の透明化のため、選考に関する基準、手続、スケジュール等を明示する規定を設けるべきか。